

要介護認定申請に係る留意事項

1. 要介護・要支援認定等に関する様式の押印廃止について
2. 要介護・要支援認定申請の大型連休中の対応について
3. 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点
4. 成年後見人等が専任されている被保険者の申請手続きについて
5. がん末期等により短期間のうちに死亡の恐れがある場合の対応について

令和3年3月 介護保険課認定係

1. 要介護・要支援認定等に関する様式の押印廃止について

このたび本市では、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）」及び「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について（令和2年12月18日付規制改革・行政改革担当大臣通知）」により、要介護・要支援認定に関する様式等を改定します。

順次、使用する様式の切り換えをお願いします。

新様式の運用開始日 … 令和3年4月1日

神戸市ホームページ「神戸ケアネット（神戸市の介護保険のページ）」の「要介護・要支援 認定申請ガイド」よりダウンロード

現在の様式の押印箇所を廃止するもの

- 要介護認定・要支援認定申請書（新規・更新・変更） ※所定様式を配付
- 要介護認定・要支援認定申請書（転入者継続） ※所定様式を配付
- 資料提供・情報提供同意書（被保険者証）
- 情報提供依頼書（ケアプラン作成依頼届出事業者用）
- 居宅サービス計画作成依頼届出書
- 居宅サービス計画作成依頼届出書（小規模多機能型居宅介護用）
- 介護予防計画作成依頼届出書
- 居宅サービス計画等作成依頼終了届出書
- 施設入所兼居宅サービス計画等作成依頼終了届出書
- 施設入所兼居宅サービス計画等作成依頼終了届出書（認・特用）
- 施設退所届出書
- 介護予防ケアマネジメント依頼届出書
- 事業対象者有効期間・介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書

押印廃止に伴って様式を改定するもの

- 要介護認定・要支援認定申請取下書
- 介護保険被保険者証・資格者証紛失届出書
- 要介護認定等の資料提供申請書

様式を廃止するもの

- 居宅サービス計画作成依頼届出書（複合型サービス用）
 - 看護小規模多機能型居宅介護の様式は、居宅サービス計画作成依頼届出書（小規模多機能型居宅介護用）に統一

介護保険 要介護認定・要支援認定申請取下書

神戸市長 宛

次のとおり申請を取り下げます。

取下半年日 令和 年 月 日

被保険者番号			
フリガナ			
被保険者氏名	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日
住民票上の住所	〒 - みほん	電話番号	()
申請の種類	新規 更新 変更 転入継続		
申請年月日	令和 年 月 日		
取 downhill			

※事業者が取り下げられる場合は認定申請を代行した事業者である必要があります。

取 downhill 記入者	氏名又は 事業者の 名称	※本人の場合は記入不要です	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人
	(事業者担当者名: みほん)			<input type="checkbox"/> 親族(続柄:)
	住所又は 所在地			<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター
	電話番号			<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者
				<input type="checkbox"/> 介護保険施設
				<input type="checkbox"/> 後見人等 ※登録事項証明等必要
				<input type="checkbox"/> その他 ※委任状必要
				事業者番号

神戸市記入欄

申請どおり取 downhill処理してほしいか(例)

意見書作成依頼先	処理状況	<input type="checkbox"/> 作成済 <input type="checkbox"/> 未作成
		年 月 日連絡済
訪問調査依頼先	処理状況	<input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 未調査
		年 月 日連絡済
備考	課長	係長
		担当
		入力担当

帳票コード 631

ページ 01

介護保険 要介護認定・要支援認定申請取下書

記入例

神戸市長 宛

次のとおり申請を取り下げます。

取下半年日 令和 3 年 3 月 15 日

被保険者番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7		
フリガナ	コウベ ハナコ		
被保険者氏名	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日
住民票上の住所	〒 650 - 0001	電話番号	078(321)0000
	神戸市中央区加納町×丁目×番×号		
申請の種類	新規 更新 変更 転入継続		
申請年月日	令和 3 年 2 月 22 日		
取 downhill	介護保険サービスを利用する予定がなくなったため		

※事業者が取り下げられる場合は認定申請を代行した事業者である必要があります。

取 downhill 記入者	氏名又は 事業者の 名称	※本人の場合は記入不要です	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人
	居宅介護支援事業所○×△			<input type="checkbox"/> 親族(続柄:)
	(事業者担当者名: 兵庫二郎)			<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括支援センター
	住所又は 所在地			<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者
				<input type="checkbox"/> 介護保険施設
				<input type="checkbox"/> 後見人等 ※登録事項証明等必要
				<input type="checkbox"/> その他 ※委任状必要
				事業者番号

神戸市記入欄

申請どおり取 downhill処理してほしいか(例)

意見書作成依頼先	処理状況	<input type="checkbox"/> 作成済 <input type="checkbox"/> 未作成
		年 月 日連絡済
訪問調査依頼先	処理状況	<input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 未調査
		年 月 日連絡済
備考	課長	係長
		担当
		入力担当

帳票コード 631

ページ 01

要介護・要支援認定等に関する様式の押印廃止について

要介護認定等の資料提供申請書

神戸市長 宛

申請年月日 令和 年 月 日

下記により要介護認定等に係る資料の提供について申請します。なお、資料の提供を受けた際は、下記の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを誓約するとともに、違反した場合は、以後の資料提供が受けられなくなることを了承します。

誰のものが変わりますか	被保険者番号	フリガナ	被保険者氏名	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日
			みほん					
	〒	みほん	電話番号	()				

何が要りますか	提供資料【認定済最新分・年 月 日認定分】 <input type="checkbox"/> 認定調査票 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 認定等結果情報 <input type="checkbox"/> 認定情報（事務局用） <input type="checkbox"/> 調書	提供は本人・親族のみ（事業者には提供不可）	何が使えますか	<input type="checkbox"/> ケアプラン作成のため（事業者は目的に限る） <input type="checkbox"/> 認定資料の内容確認のため <input type="checkbox"/> その他 ※具体的に記載してください
---------	--	-----------------------	---------	---

※申請者が事業者の場合は計画作成依頼届等が提出済（同時提出可）であるかまたは契約書(写)の確認が必要です。

申請者氏名又は事業者の名称	※本人の場合は記入不要です	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族（統柄： <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> 後見人等 ※登記事項証明等必要 <input type="checkbox"/> その他 ※委任状必要
住所又は所在地	〒	事業者番号	
電話番号	()		

※申請者が本人以外の場合は同意が必要です（但し事業者が認定申請書の同意欄において既に同意を得ている場合を除く）。

私は、神戸市が保有する上記の資料について、申請者に提供することに同意します。

同意欄
被保険者氏名 神戸花子 代筆者氏名 神戸太郎
※被保険者による自署が困難な場合は、親族等による代筆が可能です。（事業者は代筆不可）

神戸市記入欄	申請者の遵守事項 (1)私は、提供を受けた資料に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）または本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を申請書に記載した利用目的以外には利用しません。 (2)私は、本人情報または親族情報を第三者に知らせ、若しくは提供しません。 (3)私は、提供を受けた資料を申請書に記載した利用目的以外の目的で複製または複製しません。 (4)私は、提供を受けた資料を紛失することがないよう厳重に管理します。 (5)私は、提供を受けた資料の返還を求められたときは、遅やかに市長に返還します。 (6)私は、提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、廃棄かつ連やがに廃棄します。
--------	---

交付番号	<input type="checkbox"/> 申請とおり提供 <input type="checkbox"/> 本人同意なし→提供しない	<input type="checkbox"/> 主治医同意なし→意見書以外を提供 <input type="checkbox"/> 提供対象事業者でない→提供しない
申請者の本人確認	本人との関係確認	
<input type="checkbox"/> 運転免許証 ※顔写真のない証明（2点） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証 <input type="checkbox"/> その他公的な顔写真付証明書	介護者の場合 <input type="checkbox"/> 本人の結果通知等 <input type="checkbox"/> 本人の介護保険被保険者証 事業者の場合 → <input type="checkbox"/> 社員証・職員証 <input type="checkbox"/> ケアプラン作成依頼届出（提出済・同時提出） <input type="checkbox"/> サービス提供契約書	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 事業者の場合 → <input type="checkbox"/> 社員証・職員証 <input type="checkbox"/> ケアプラン作成依頼届出（提出済・同時提出） <input type="checkbox"/> サービス提供契約書

帳票コード 681

ページ 01

記入例

要介護認定等の資料提供申請書

神戸市長 宛

申請年月日 令和 3 年 3 月 15 日

下記により要介護認定等に係る資料の提供について申請します。なお、資料の提供を受けた際は、下記の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを誓約するとともに、違反した場合は、以後の資料提供が受けられなくなることを了承します。

誰のものが変わりますか	被保険者番号	フリガナ	被保険者氏名	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日
	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7	コウベ ハナコ	神戸花子			12	3	4
	〒	650-0001	電話番号	078 (321) 0000				
			神戸市中央区加納町×丁目×番×号					

何が要りますか	提供資料【認定済最新分・年 月 日認定分】 <input checked="" type="checkbox"/> 認定調査票 <input checked="" type="checkbox"/> 主治医意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 認定等結果情報 <input type="checkbox"/> 認定情報（事務局用） <input type="checkbox"/> 調書	提供は本人・親族のみ（事業者には提供不可）	何が使えますか	<input checked="" type="checkbox"/> ケアプラン作成のため（事業者は目的に限る） <input type="checkbox"/> 認定資料の内容確認のため <input type="checkbox"/> その他 ※具体的に記載してください
---------	---	-----------------------	---------	--

※申請者が事業者の場合は計画作成依頼届等が提出済（同時提出可）であるかまたは契約書(写)の確認が必要です。

申請者氏名又は事業者の名称	※本人の場合は記入不要です	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族（統柄： <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input checked="" type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> 後見人等 ※登記事項証明等必要 <input type="checkbox"/> その他 ※委任状必要
住所又は所在地	〒	事業者番号	
電話番号	()		

※申請者が本人以外の場合は同意が必要です（但し事業者が認定申請書の同意欄において既に同意を得ている場合を除く）。

私は、神戸市が保有する上記の資料について、申請者に提供することに同意します。

同意欄
被保険者氏名 神戸花子 代筆者氏名 神戸太郎
※被保険者による自署が困難な場合は、親族等による代筆が可能です。（事業者は代筆不可）

神戸市記入欄	申請者の遵守事項 (1)私は、提供を受けた資料に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）または本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を申請書に記載した利用目的以外には利用しません。 (2)私は、本人情報または親族情報を第三者に知らせ、若しくは提供しません。 (3)私は、提供を受けた資料を申請書に記載した利用目的以外の目的で複製または複製しません。 (4)私は、提供を受けた資料を紛失することがないよう厳重に管理します。 (5)私は、提供を受けた資料の返還を求められたときは、遅やかに市長に返還します。 (6)私は、提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、廃棄かつ連やがに廃棄します。
--------	---

交付番号	<input type="checkbox"/> 申請とおり提供 <input type="checkbox"/> 本人同意なし→提供しない	<input type="checkbox"/> 主治医同意なし→意見書以外を提供 <input type="checkbox"/> 提供対象事業者でない→提供しない
申請者の本人確認	本人との関係確認	
<input type="checkbox"/> 運転免許証 ※顔写真のない証明（2点） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証 <input type="checkbox"/> その他公的な顔写真付証明書	介護者の場合 <input type="checkbox"/> 本人の結果通知等 <input type="checkbox"/> 本人の介護保険被保険者証 事業者の場合 → <input type="checkbox"/> 社員証・職員証 <input type="checkbox"/> ケアプラン作成依頼届出（提出済・同時提出） <input type="checkbox"/> サービス提供契約書	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 事業者の場合 → <input type="checkbox"/> 社員証・職員証 <input type="checkbox"/> ケアプラン作成依頼届出（提出済・同時提出） <input type="checkbox"/> サービス提供契約書

帳票コード 681

ページ 01

様式の切り替えに伴う経過措置

○要介護認定・要支援認定申請書について

在庫調整のため、当分の間、現在の様式を使用します。申請書表面記入者欄の代行事業者印、及び裏面の情報提供希望者欄（ケアプラン作成依頼届出事業者用）の管理者印の押印は不要です。必要事項を記入のうえ、押印せずに提出してください。

なお申請書の補充方法に変更ありません。

○認定申請書以外の旧様式の使用について

令和3年5月31日までの間、旧様式の使用も可能とします。それまでに神戸市ホームページより新様式をダウンロードのうえ、順次切り替えをお願いします。

なお経過措置期間中に旧様式を使用する場合、押印箇所への押印は不要です。

2. 要介護認定申請の大型連休中の対応について

- 令和3年度の更新申請は、昨年度に新型コロナウイルス感染症対策として認定有効期間を12ヵ月合算する取り扱い等を行ったことにより、これから夏頃にかけて増加する見込み。
- 今年のGWは5月1日から5日まで休日のため、連休明けに申請手続きが集中することにより、要介護認定事務に大幅な遅れが発生すると予想。



申請書の内容点検等を行うため、今回のGWに限り、次の有効期間開始日が令和3年7月1日となる更新申請のみ、事前に郵送にて受け付け

○対象となる要介護（要支援）認定申請

次の認定有効期間開始日が令和3年7月1日となる要介護（要支援）認定申請の更新申請

○上記申請を事前に受け付ける日

令和3年4月19日（月）～30日（金）

○受付方法

認定事務センターへ郵送のみ（必着）

※区役所窓口では受付しない。

○注意事項

- 事前に認定申請を受け付けても、認定結果が出るまでに相当な日数がかかると予想されることから、被保険者本人やその家族に対してその旨を説明してください。
- 「更新対象被保険者一覧表（旨の届出提出事業者の有効期間満了日の約2か月半前に送付）」についても併せて提出すること。
- 提出いただいた申請書の内容に不備があるときは、返却し修正のうえ再提出を求めることがあるので、提出前に申請書の内容を十分確認すること。

3. 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点

(1) 申請書の記載・申請全般について

- ① 消えるボールペン（フリクションペン）は使用不可
- ② 記載漏れ・記載不十分・添付書類漏れ等の申請不備が多い
 - 不備がある場合、内容確認や不備返却など事務処理に時間を要し、認定結果がでるまでに時間がかかることに…
 - 封入封緘、ポスト投函前に漏れがないか確認を！
- ③ 被保険者証・資格者証紛失届出書の届出者名の誤り
 - ・ 認定申請に添付する場合…認定申請書の申請書記入者欄に記入した者と同じ
 - ・ 旨の届出に添付する場合…旨の届出の届出人欄に記入した者と同じ

④適切な時期に認定申請書を提出すること

→主治医確認中、退院予定あり調査先調整中など、申請内容が確定しない状態で提出しない（不備とみなし返却する場合あり）

→認定調査が受けられない状態で申請しない

⑤被保険者証のカバーや負担割合証を添付しないこと

（２）認定調査連絡票の記載に関する注意点

①訪問日時を調整するため、本人または調整者と連絡のつきやすい日時を具体的に記載すること

（認定調査の調査日時の指定はできないこと、調査は平日の概ね9～17時の間で実施し、原則土日は実施しないこと等を被保険者に説明すること）

- ②携帯電話・FAXを使用している場合はその番号を記載すること（本人の了解を得ておくこと）
- ③月の大半をショートステイで過ごしている等、自宅以外が日頃の状況を把握できる場所となる場合は、その理由を記載すること（申請書「訪問先住所」欄にはその訪問先となる住所を記載）
- ④認知症があり、本人からの聞き取りのみでは適正な調査が困難な場合はその旨を必ず記載すること。併せて、家族等詳しい状況を確認できる方の連絡先も記載すること
（他に状況を説明できる方がいない場合はその旨記入し、可能な限りケアマネジャーも認定調査へ同席をお願いします）

- ⑤本人または家族が認知症または精神疾患等のため、調査にあたって配慮が必要な場合は、その具体的な状況及び配慮すべき内容を記載すること
- ⑥本人または家族が暴力行為の恐れがあり、調査員に危害が及ぶ可能性がある
と判断されるときは、その旨を記載すること（調査員の安全確保のため
複数人での対応等を検討するため）
- ⑦その他、本人の状況等を調査員へ直接説明する必要がある場合は「調査に
あたって状況を事前に伝えるため、日程調整の前に連絡ください」等と記
載のうえ、調査員の連絡を待って直接説明すること
（認定調査連絡票以外の別紙や付箋、メモ等を使わないこと！）

4. 成年後見人等が専任されている被保険者の申請手続きについて

- 成年後見人が選任されている被保険者の認定申請や旨の届出、資料提供申請は、同意欄への署名は原則として成年後見人であることが必要（家族であっても代筆はできない）
- 保佐人・補助人の場合は、与えられた代理権によって取り扱いが異なる（代理権目録で確認が必要）
- 成年後見人等であることを確認するため、登記事項証明書等の確認が必要
（成年後見人等が法人の場合は法人登記簿等で手続者の確認が必要）

成年後見人等の種類等

	確認書類	備考
成年後見人	登記事項証明書 または 審判書＋審判確定証明書	すべての法律行為の代理権・同意権 (日常生活に関する行為除く)
保佐人 補助人	登記事項証明書＋代理権目録 または	代理権目録にて代理権の内容を確認
任意後見人	審判書＋審判確定証明書＋ 代理行為（代理権）目録	※任意後見人の場合は任意後見監督人 が選任されていることが必要

成年後見人等が専任されている被保険者の申請手続きについて

5. がん末期等により短期間のうちに死亡の恐れがある 場合の対応について

新規・変更申請において、がん末期等により短期間のうちに死亡の恐れがあり、サービスを利用する予定があるなど緊急の認定調査を必要とする場合には、可能な限り速やかに手続きを行うため、区役所あんしんすこやか係窓口で申請受付を行います（原則平日16時まで対応）。

[注意事項]

- ・窓口でがん末期等により認定調査に緊急の対応を必要とする事情（サービス利用を含む）を説明し、その状況を記載した認定調査連絡票を提出すること

- 限られた審査会体制の中での対応であり、緊急度が高いと判断される場合のみの対応となること
- 申請を行っても調査が完了するまでに亡くなられた場合は、審査判定に必要な資料が揃わないため、申請却下となること
- 要介護認定には主治医意見書も必要なため、主治医にも速やかに意見書を作成するよう必ず調整すること
- 緊急調査は神戸市独自の制度であり、調査先が他市町村の場合、対応不可であること